

第450回（定例）福崎町議会会議録

平成25年6月7日（金）
午前9時30分開会

1. 平成25年6月7日、第450回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	前川裕量
2番	木村いづみ	9番	松岡秀人
3番	牛尾雅一	10番	難波靖通
4番	城谷英之	11番	小林博
5番	富田昭市	12番	高井國年
6番	北山孝彦	13番	釜坂道弘
7番	石野光市	14番	志水正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	高寄十郎	技監	西川尚浩
民生参事兼健康福祉課長	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	福永聡	税務課長	中塚保彦
会計管理者	高松伸一	地域振興課長	近藤博之
住民生活課長補佐	成田邦造	農林振興課長	井上茂樹
まちづくり課長	豊國明仁	上下水道課長	長澤茂弘
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	山本欽也

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第6号 平成24年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第5 報告第7号 平成24年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第6 報告第8号 平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第7 報告第9号 平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第8 報告第10号 平成24年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第9 議案第40号 監査委員の選任について
- 第10 議案第41号 中播公平委員会委員の選任について
- 第11 議案第42号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数

- の減及び規約の変更について
- 第 12 議案第43号 福崎町自治基本条例の制定について
 - 第 13 議案第44号 福崎町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
 - 第 14 議案第45号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
 - 第 15 議案第46号 福崎町子ども・子育て会議条例の制定について
 - 第 16 議案第47号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第 17 議案第48号 訴えの提起の変更について
 - 第 18 議案第49号 工事請負契約について
 - 第 19 発議第4号 福崎町議会基本条例の制定について

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第6号 平成24年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第 5 報告第7号 平成24年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第8号 平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第9号 平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第10号 平成24年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 9 議案第40号 監査委員の選任について
- 第 10 議案第41号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 11 議案第42号 兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更について
- 第 12 議案第43号 福崎町自治基本条例の制定について
- 第 13 議案第44号 福崎町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 第 14 議案第45号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第46号 福崎町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 16 議案第47号 福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議案第48号 訴えの提起の変更について
- 第 18 議案第49号 工事請負契約について
- 第 19 発議第4号 福崎町議会基本条例の制定について

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
 第450回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
 山々の緑も深みをまし、川辺には少なくなった蛍が近年ふえてまいり、特に今

年はちょうど今、町内の川の周辺で蛍の乱れ舞う光景が見られます。蛍のほのかな光は町民の心に安らぎを与え、少しずつ蛍の生育環境が戻りつつあるものと実感しております。

本日ここに第450回福崎町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さんにおかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告5件、議案第40号から議案第49号までの計10件、発議1件の計16件でございます。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。

よって、第450回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

なお、本日の定例会に松岡住民生活課長から欠席届が出ており、成田課長補佐が出席しておりますことを報告しておきます。

日程に入ります前に、理事者側から議案番号訂正の申し出がありましたので許可をいたします。

副 町 長 議案番号訂正の申し出についてでございます。

平成25年5月1日開催の第449回福崎町議会臨時会に提出した議案番号に重複の誤りがありましたので、訂正をお願いするものであります。

5月21日に開催された議会運営委員会資料に添付されておりますが、第449回福崎町議会臨時会における議案番号第35号を第37号に、第36号を第38号に、第37号を第39号に訂正をお願いするものであります。

原因は、3月定例会の追加議案分の議案2件を見落としたことであり、私ども理事者側の不注意によるものであります。今後こうしたことがないよう、議案等については担当課の総務課内はもとより、幹部会議等でより慎重にチェックしてまいります。また、議会事務局と連携を図りながら、十分なチェック体制をとってまいります。大変申しわけございませんでした。

議 長 今回の件に関しましては、議長の議事修正権に基づき修正をいたします。今後はこのようなことのないよう、改めてご留意をお願いいたします。

また、事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、許可をいたします。

ただいまから、第450回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議に入ります。

本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。

1番、宮内富夫議員

8番、前川裕量議員

以上の両議員をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

- 議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る5月30日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんのお手元に配付しております日程表（案）のとおり、本日から6月20日までの14日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月20日までの14日間といたします。

日程第3 諸報告

- 議 長 日程第3は、諸報告であります。
第449回臨時会閉会后、本日までの主要事項につきましては、事務局に報告をさせます。
- 記 諸報告をいたします。
報告の内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりです。その中で、主なものを申し上げます。
5月12日、福崎東中学校において、福崎町消防操法大会が行われ、議長及び議員が多数出席いたしました。
5月13日、佐賀県唐津市共産党議員団から、差別のない人権行政及び農業振興計画と農作物の加工開発についての視察があり、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席し、説明の後、活発な議論がなされました。
5月16日、17日の2日間、第2委員会室において新任議員研修を開催し、木村いづみ議員、城谷英之議員、前川裕量議員が受講いたしました。
5月17日、滋賀県甲賀市共産党議員団から、総合計画の取り組みについての視察があり、議長及び総務文教常任委員長が出席し、説明の後、活発な議論がなされました。
5月24日、エルデホールにおいて、福崎町戦没者追悼式がとり行われ、議長及び議員が多数出席いたしました。
5月28日、文化センターにおいて、福崎町老人クラブ連合会総会が開催され、議長が出席いたしました。
5月28日、福崎町商工会館において、福崎町商工会通常総代会が行われ、議長が出席いたしました。
5月31日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会定期総会が行われ、議長が出席いたしました。また、定期総会において、石野光市議員及び高井國年議員が兵庫県町議会議長会自治功労者表彰を受賞されました。
その他の報告は、お手元に配付の諸報告のとおりです。
- 議 長 以上で諸報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書が議長あてに提出されており、その写しを配付しておりますので、ご覧ください。

日程第4ないし日程第19 議案の上程及び議案説明

- 議 長 次の日程は、議案の上程及び議案説明であります。

これより報告第6号、平成24年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてから、発議第4号、福崎町議会基本条例の制定についてまでの16件を議題といたします。

これから、上程議案等に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 おはようございます。

第450回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今議会は本年度最初の定例会であり、議会選挙後最初の定例会でもあります。

議員の皆様におかれましては、有権者に公約を発表され、多くの有権者の信任を得て当選をされました。新たな決意を胸に秘めて議会に出席されていることと思います。

議会と町は車の両輪にたとえられ、バランスをとりながら切磋琢磨して住民サービス向上を目指していこうではありませんか。どうぞよろしく願いをいたします。

政治の果たす役割は、国であれ地方であれ、住民の願いに応える施策を実行していくことだと考えています。

私は平成25年3月議会の所信表明で、町民の願いを三つにまとめました。

第1は、元気でいろいろな場所で活動ができ、病気になった時は安心してお医者さんに診てもらえることができることです。

第2は、働く場所があって、収入が保障され、そのお金を使って買い物やレジャーを楽しむことができることであります。

第3は、いじめを受けず、差別されず、地域や職場や学校で仲よく楽しく集団生活ができることです。

安倍政権が誕生して5カ月が過ぎました。この政権が重視したのは「日本経済再生に向けた緊急経済対策」でありました。この対策は「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の3本の矢からなっています。この5カ月で目立ったのは第1の矢である大胆な金融政策でありました。第2、第3の矢はこれから効果があらわれ、試されることとなります。

3本の矢について経済専門家の評価もまちまちで、実際に時間が経過しないと経過はよくわからないと言われていています。まさにそのとおりで、時間の経過とともに、政権が目指した円安・株高の効果が生まれていますが、一方で円安や株高による不安も生まれています。

それでは、町民の暮らしや町運営にとってはどうなのでしょう。

この5月には福崎工業団地協議会や福崎町商工会、福崎町経営者協会等の会合に出席しました。

団地協議会に加盟する大企業でも、株高による資産価値は高まっていますが、円安による影響はまちまちで、資材の値上がりに苦労されている企業も多くなりました。

商工会の組合員は中小企業が多く、円安より、よい影響というよりは悪い影響を受けているという声を多く聞きました。

町民の多くは株の売買はできず、物を輸出することもできていません。円安による電気代、ガソリン代、食料品等の値上げによって生活は苦しくなったという声を多く聞くようになりました。

町にあっては、国の緊急経済対策のための補正予算及び「地域の元気臨時交付金」によって、これまで手をつけようとして手がつけられなかったところに予算措置して、住民サービスが向上したところもあります。しかし、電気代、燃料費

の出費が多額となり、厳しい財政を一層苦しめる状況も生まれています。全国的には、工事請負契約が予定どおり落札できず不調に終わるケースが生まれています。

政権がこの間に取り組んだもう一つの特徴は、憲法改正問題だと思います。私は憲法を暮らしに生かすことを貫いているので、大きな関心を持っています。

日本国憲法は、ポツダム宣言を受諾し、侵略戦争への反省から出発していると理解しています。しかし、憲法第9条は国際社会に対する日本の公約であると考えています。この国際的な約束を守らないとなると、世界に大きな波紋を投げることになります。最近では国連で論議されるどころまで展開をいたしております。

新聞の声欄を見ても憲法を守ろうという投書がふえています。憲法第99条、第96条に関心が高まり、立憲主義の立場から第96条を守れという活動が活発になっています。

次に議案についての思いを述べます。

議案第44号は、福崎町職員の給与の臨時特例に関する条例についてであります。

この条例の提出に当たっては、随分悩みました。私は、景気回復のためには、国民の懐を豊かにして消費活動を活発にすることだと思っています。条例案はこの方向とは逆であります。にもかかわらず提案したのは、東日本で国難とも言われる大震災が発生しました。今、全国民が復旧復興のために頑張っています。政府は本年度、数兆円の復興予算を計上しています。その一部に国家公務員平均7.8%の給料の引き下げ分が含まれていると言われていています。こうした大きな災害に対する相互支援の性格を持っており、これに対応する適切な説明を見出すことができなかつたからであります。しかし、いつまでもこの異常な状態を続けることはよくないと思っており、平成26年3月末を期限としたいと思っています。

議案第43号は、福崎町自治基本条例の制定についてであります。この条例案については平成24年度に検討委員会を設置して検討を重ねてきました。各委員からいろいろな意見が出され、よく研究してつくられた立派な条例案だと思っています。

この条例が制定されますと、引き続いて福崎町総合計画の策定作業を進めたいと思っております。

この議会には、報告5件、議案10件を提案しております。十分ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いをいたします。

なお、詳しい説明は副町長及び担当課長が行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、各課の報告をさせていただきます。

総務課についてであります。5月31日に長年ボランティア活動をされた3団体と3名の方に福崎町善意賞のクロガネモチ賞、サルビア賞を贈りました。今後ますますボランティアの活動が広がることを期待しております。

次に、選挙事務についてであります。7月には参議院議員通常選挙と兵庫県知事選挙が予定されています。参議院議員通常選挙は7月4日に公示、7月21日投票の予定で準備を進めています。兵庫県知事選挙は7月4日告示、7月21日投票との発表がありました。参議院通常選挙の期日が7月21日と異なった場合は、県知事選挙の選挙期日を変更する場合がありますとのただし書きがついております。また、選挙人名簿の定時登録者数は6月1日の基準日現在、男子7,381人、女子8,075人、合計で1万5,456人となり、前回の3月基準日より17人の減となっております。

企画財政課であります。自治基本条例の制定については、町における自治の基本理念を定めるとともに、町民に権利や役割、議会及び町長等の責務を明らかにし、参画と協働による町民主体の自治の実現を図るため、自治基本条例を提案します。第5次総合計画サルビアプランの策定では、総合計画審議会を設置し審議いたします。また、住民アンケートの実施やまちづくり委員会など住民参加で進めていきたいと考えております。

税務課につきましては、平成25年度の住民税特別徴収税額決定通知書を1,740事業所に、軽自動車税につきましても8,622台の納税通知書を5月10日にそれぞれ発送いたしました。平成25年度町税等の集合徴収納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月14日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書は7月16日に発送予定で準備を進めております。出納閉鎖に向けた夜間徴収また滞納整理対策委員会では、関係者の滞納者リストをもとに、合同による徴収を行いました。昨年度に引き続き、兵庫県の滞納整理回収チームの派遣を4月からお願いしています。県と連携を深め、滞納整理に努めていきたいと考えております。

地域振興課であります。本年度は自律（立）の心を育て、参画と協働のまちづくりを推進するため、4本の柱に基づいて町政運営を進めていますが、その中で自治会を単位とした住民参加によるまちづくりを推進して、よりよい集落をつくっていただきたいという趣旨から、自律（立）のまちづくり交付金制度を創設いたしました。交付金は自治会の中で協議員や民生委員など各委員、子ども会や老人会など代表が集まり、地域の課題や地域の活性化方策などを話し合っつくられた事業計画に沿って実践される地域づくり活動に対して助成いたします。この事業を円滑に推進していくために各自治会に町職員を配置して事業計画や申請、報告などの書類作成、また事業実施などを支援してまいります。

福崎夏まつりは8月9日に福崎東中学校をメイン会場として開催をいたします。本年は第40回の節目の年であり、オープニングイベントや総おどりで盛り上げ、約2,000発の花火で夜空を彩りたいと考えております。

住民生活課についてであります。福崎町消防団操法大会については、5月12日福崎東中学校において実施しました。32分団による熱戦が繰り広げられ、自動車ポンプの部は新町分団が優勝、小型動力ポンプは庄分団が優勝、準優勝が福田分団、3位が大門分団でした。新町分団と庄分団、福田分団は、来る6月30日に神崎小学校で開催されます神崎郡消防操法大会に福崎代表として参加します。

水防訓練については6月23日、長目の市川河川敷において行います。この訓練は2年に1度実施し、出水期を迎える時期に住民を災害から守るため、福崎町消防団と町職員合同で行います。

健康福祉課であります。保険事業は特定基本健康診査、がん検診を6月8日から7月29日まで、土日を含み12日間実施します。検査意向調査により未受診理由の把握と受診勧奨を行い、受診率向上に努めてまいります。

予防接種事業では、高齢者の肺炎による重症化を予防するため、肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を6月から実施いたします。また、風疹が全国的に流行しており、感染拡大の予防と妊婦への発症を予防するため、19歳から49歳の男女を対象に麻しん・風疹混合ワクチン接種費用の助成も合わせて実施します。

食育の推進については、神戸医療福祉大学と連携し、親子で運動や食の大切さを学んでいただく学童運動・食育教室を5月18日から1年間を通して開催をします。

介護保険事業では小規模多機能型居住介護サービスを実施する事業者について、公募の結果3事業者から応募があり、社会福祉法人ネバーランド福祉会に決定を

いたしました。

農林振興課であります。農業者戸別所得補償制度は経営所得安定対策に名称が変更され、平成25年度も引き続いて実施されます。また、集落の農業の将来をみんなで考え、人と農地の問題解決の一つである、人・農地プランの策定について、各集落での取り組みを支援してまいります。

松くい虫航空防除事業は第1回目を6月4日に実施し、第2回目を6月25日に実施する予定です。松枯れの被害は年々拡大しており、これ以上防除の効果が見込まれない箇所は中止し、平成25年度は福崎東部地区の一部のみで実施いたします。

まちづくり課についてであります。道路関係では通学路緊急点検結果に基づき、八千種八反田線歩道設置の測量設計業務を実施しております。また、安全施設整備や緊急性の高い道路修繕等の工事を進めてまいります。長野橋は国道312号を補完する幹線道路の要として、また小中学生の通学路として特に重要な役割を担っているため、歩行者の安全性の向上を目指して長野橋上流側に歩道橋設置を実施します。現在、用地測量業務の事務を進めております。

JR福崎駅周辺整備は町の玄関口にふさわしい駅前広場の規模や必要な機能の検討、周辺道路の整備に向けた計画策定を進めます。関係機関の調整や地域住民の理解を求めながら、早期事業着手に向けた取り組みを強化してまいります。

都市計画道路は現在の社会情勢、福崎町の目指すべき将来都市像に対応する長期的な視点に立って、必要性の検証を行い、見直し作業を進めてまいります。現在は将来交通量推計業務委託の事務を進めています。

上下水道課の報告に移ります。下水道部門では、農業集落排水事業の機能強化事業に着手し、八反田東地区（第2工区）及び上中島地区の入札の準備を進めております。

水道部門では、山崎配水池整備事業として進入路（第2工区）の工事に着手し、福田水源地高度浄水処理事業では用地測量を完了し、河川協議等を進めており、大貫地区配水管新設工事の詳細設計に着手をしております。

出納室であります。5月31日をもって平成24年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調整を行っております。また、各課の庁用備品購入の一括購入見積書を物品登録業者から徴収し、関係課と調整中であります。

学校教育課であります。保育ニーズの多様化及び地域子育て支援機能の充実に対応するため、本町に3例目の幼保一体化施設として八千種幼稚園の建設工事を進めるとともに、4例目となる高岡幼稚園建設工事に向けて実施計画を行います。

平成27年度から本格スタートする予定の子ども・子育て支援新制度の実施に向け、子ども子育て会議を設置して、子ども子育て支援事業計画の策定に取りかかります。

トライやる・ウィークについては、町内の73事業所の協力を得て、6月3日から6月7日まで実施しています。中学2年生の生徒がさまざまな活動や社会体験を通して、感性や創造性を高めながら、生きる力の育成や個性の伸長につながる経験ができるものと考えております。

社会教育課についてであります。第31回福崎町美術展を5月17日から19日までの3日間開催をいたしました。洋画、日本画、彫塑、工芸、写真の5部門に182作品の応募があり、19日に表彰式を文化センター大ホールで実施いたしました。

第34回山桃忌を8月の3日、4日にエルデホールを会場に実施します。今年

は風土記編さんの官命から1, 300年の記念の年に当たり、風土記をテーマに、3日は講演会とシンポジウムを、4日は島根県から石見神楽を招き、日本神話の世界を上演します。

福崎町子ども会球技大会については、7月6日に福崎小学校において開催する予定であります。

以上が各課の報告であり、以上をもちまして冒頭の挨拶といたします。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

報告第6号、平成24年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、及び報告第7号、平成24年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

企画財政課長 報告第6号について、ご説明を申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資している地方自治法第221条第3項に該当する法人です。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただきますものであります。

それでは、報告書の1ページをお開き願います。

まず、平成24年度における事業の概況であります。土地の取得は2ページの上段となりますけれども、実績はございませんでした。一方、土地の処分につきましては、2ページの下段に一覧表をお示ししておりますとおりで、処分に該当するものは、24年度買い戻し額の欄で、元金相当額があるものとなります。件数で4件、金額では3億1,189万5,000円、このうち平成24年度で処分が完了した土地は3件、2億2,051万5,000円となりました。この結果、兵庫県町土地開発公社の平成24年度末土地現在高は1件で1億1,327万3,000円となっております。

それでは、3ページからの財務の概況をご説明申し上げます。

3ページでございますが、まず予算の執行実績であります。収益的収入及び支出、収入は1款、事業収益では、1節、一般事業売却収益が1町からの元金利子相当分で3億1,479万8,992円、2項の事務費収益はありませんでした。2款、事業外収益でございますが、1節、基本財産利息が12町からの出資金に対する利息でございます。2万2,674円、2節の預金利息は、それ以外の預金利息でございます。1万2,781円、収益的収入の合計は3億1,483万4,447円となります。

次に4ページの支出でございますが、1款、事業原価は、1節、一般土地売却原価、1町分の元金、利子の合計で3億1,479万8,992円、2款の販売費及び一般管理費は、1節、旅費、3節、需用費、4節、役務費、6節、負担金補助及び交付金で合計19万4,528円となりまして、収益的支出の合計は3億1,499万3,520円でございます。この結果、当期純利益は15万9,073円の損失となりました。

次ページをお開きください。

5ページでございますが、収益的収入及び支出の収入はございませんでした。支出は1項の長期借入金返還金でございますが、1節、一般事業償還金が1町4件分の元金3億1,189万5,000円、資本的支出合計は3億1,189万5,000円となっております。

次に、6ページの借入金の概要でございますが、期末残高は2ページでお示し

しました土地現在額と同額となります1億1,327万3,000円となっております。

4、監査の実施状況でございますが、決算監査を平成24年4月20日に行っております。

次に10ページをお開きください。

10ページでございますが、ここからは平成24年度の計算書類をお示しております。10ページは損益計算書となっております、下から2行目の前年度繰越準備金は1,839万7,603円となっております。

次ページをお開きください。

11ページでございますが、貸借対照表となっております。12ページはキャッシュフロー計算書でございます。

13ページをお開きください。

13ページは財産目録をお示しております。14ページ以下からは、附属明細書をそれぞれお示しをしております。

16ページでございます。16ページは監査報告書で4月19日に2名の監事に監査を受けております。また、次ページからは平成25年度の事業計画及び資金計画をお示しております。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第7号について、ご説明を申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました平成24年度一般会計繰越明許費につきまして、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきますものです。

平成24年度一般会計予算の繰越明許費は、款、農林水産業費、項、農業費の震災対策、農林水産施設整備事業で、事業費1,550万円を平成25年度に繰り越しをいたしました。その財源といたしましては、未収入特定財源の県支出金1,550万円であります。報告第7号説明資料1ページに位置図をお示しております。

款、土木費、道路橋梁費の道路ストック総点検事業で、事業費700万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては、未収入特定財源は国庫支出金385万円であります。報告第7号説明資料2ページに繰り越しの内容をお示しております。

同じく道路橋梁費で、社会資本整備総合交付金の交付対象事業である高橋山崎線道路改良事業で、事業費3,130万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては、未収入特定財源は国庫支出金1,718万4,000円と地方債1,260万円であります。報告第7号説明資料3ページに繰越箇所図をお示しております。

款、教育費、項、小学校費の理科教育設備整備事業では、事業費200万円を平成25年度に繰り越しをいたしました。未収入特定財源は国庫支出金の100万円でございます。

同じく項、中学校費の理科教育設備整備事業は、事業費100万円を繰り越しいたしました。未収入特定財源は国庫支出金の50万円であります。

差し引き一般財源は616万6,000円となるため、繰越明許費繰越金として翌年度に繰り越しをしております。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次、報告第8号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、報告第9号、平成24年度福崎町公共下

水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、及び報告第10号、平成24年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、各案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

上下水道課長 報告第8号、平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は3月議会で議決をいただきました平成24年度福崎町農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費にかかる繰越計算書ができましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

繰越明許費の繰越計算書でございます。繰越額は款、農林水産業費、項、農業費、事業名、農山漁村地域整備交付金事業、金額2億600万円の全額を繰り越すもので、財源の内訳は既収入特定財源の基金繰入金が1,030万円、国県支出金が1億300万円、及びその他地方債が9,270万円でございます。

繰越額の内訳につきましては、未契約の農業集落排水施設機能強化に充てる事業費2億600万円でございます。報告第8号資料に繰り越しました対象地域の箇所図等を添付しておりますので、合わせてご覧ください。

以上で、報告第8号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、報告第9号、平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

この報告も3月議会で議決をいただきました平成24年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費にかかる繰越計算書ができましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第9号資料に繰り越しました箇所図を添付しておりますので、合わせてごらんください。

それでは、報告第9号の次のページをお開きください。

繰越明許費の繰越計算書でございます。繰越額は款、項、下水道事業費、事業名、公共下水道事業、金額1億1,300万円を繰り越すもので、財源の内訳は既収入特定財源の受益者負担金が506万円、国県支出金が5,559万円、その他地方債が5,180万円、及び一般財源が55万円でございます。

繰越額の内訳につきましては、南田原地区下水道舗装本復旧工事に充てる事業費2,443万5,000円、福崎工業団地地区下水道詳細設計業務に充てる事業費2,100万9,150円、未契約の八反田東地区下水道面整備工事（第2工区）に充てる事業費6,755万5,850円となっております。

以上で、報告第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第10号、平成24年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

次のページの繰越計算書をごらんください。地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による建設改良費の繰越額で、山崎配水池施設整備事業の進入路（第2期）工事及びこれに伴う送配水管敷設工事並びに福田水源地高度浄水施設整備実施設計委託業務の3件を繰り越すものでございます。

資料報告第10号に位置図を添付しておりますので、またご参照ください。

繰り越した理由は、山崎配水池整備事業につきましては、保安林解除の遅れに伴うものであり、福田水源地高度処理につきましては、国庫補助事業前倒し採択により繰り越すものでございます。事業費といたしましては、7,812万5,250円が予算計上額でございます。そして、平成24年度の出来高が1,600万円ということで、支払い義務額の発生額です。したがって、翌年度

繰り越しとなった額は、6, 212万5, 250円でございます。

この財源の内訳といたしましては、国庫補助金1, 048万円、企業債2, 090万円と3, 074万5, 250円の一般財源となります。

以上で、報告第10号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議 長 次、議案第40号、監査委員の選任について、及び議案第41号、中播公平委員会委員の選任について、両案に対する詳細なる説明を橋本副町長に求めます。
副 町 長 議案第40号、監査委員の選任、並びに議案第41号、中播公平委員会委員の選任について、ご説明いたします。

まず、議案第40号、監査委員の選任についてであります。

現代表監査委員城谷章氏からの願いにより、本年6月30日をもって辞職したい旨の申し出がありました。

本議案はこれに伴うもので、新しい監査委員として高寄辰則氏の選任について、議会の同意をいただこうとするものであります。

ご承知のとおり、監査委員は普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に係る事務事業全般について監査をする執行機関であり、本監査委員は福崎町監査委員条例第1条第2項に該当する識見を有する者の規定により選任しようとするものであります。

それでは、主な経歴について、ご説明いたします。

住所は、兵庫県神崎郡福崎町福田237番地3、氏名、高寄辰則、生年月日、昭和27年6月30日、現在60歳であります。最終学歴は、昭和46年3月に兵庫県立姫路西高等学校を卒業されています。職歴といたしましては、昭和46年4月に姫路市役所に入庁、平成16年4月に下水道局下水総務課長、平成20年7月に財務局次長、平成22年4月に市民生活局美化部長、平成23年4月に監査事務局長を歴任され、平成25年3月に市役所を退職、平成25年4月からは公益社団法人姫路シルバー人材センターに勤務され、現在に至っています。

提案いたしております高寄辰則氏は人格が高潔で、経理事務、財務管理など経験も豊富で、すぐれた見識をお持ちであります。議案第40号資料の「私の抱負」では、公正不偏の態度をもって、町の財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理等について、法令に準拠して執行されているか、また、事務の執行が最小の経費で最大の効果を上げるべく行われているかに留意し、監査に臨みたいと述べられております。

ご審議の参考としていただき、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第41号、中播公平委員会委員の選任について、ご説明いたします。

昭和53年7月に中播公平委員会を共同設置し、現在3町5一部事務組合で構成しています。3名で構成している委員のうち、市川町の佐野茂樹氏の任期がこの6月30日をもって満了いたします。後任委員の選考に当たりましては、本委員会を構成する関係町長及び一部事務組合管理者が協議する中、前任と同じく市川町から新たに松下洋一氏を中播公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をいただこうとするものであります。

主な経歴について、ご説明いたします。

住所は、神崎郡市川町下瀬加371番地の5、氏名、松下洋一、生年月日、昭和26年8月13日、現在61歳であります。最終学歴は、昭和49年3月に同志社大学を卒業されています。職歴といたしましては、昭和49年4月に三相電

機株式会社入社、平成11年8月に同社を退職されています。役職歴といたしましては、平成3年9月から平成11年8月まで市川町議会議員を、平成11年8月からは市川町長を1期努められています。また、平成24年5月から市川町人権文化推進協議会会長に就任され、現在に至っています。

議案第41号資料に「私の抱負」並びに任期一覧をお示ししていますので、ご参照ください。

松下洋一氏は人格高潔で見識豊富な方であり、人事行政にも精通されている立派な方でございますので、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議 長 次、議案第42号、兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更について、本案に対する詳細なる説明を住民生活課長補佐に求めます。

住民生活課長補佐 議案第42号、兵庫県市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減及び規約の変更について、ご説明いたします。

今回の改正は、8市12町で組織していた兵庫県市町交通災害共済組合から養父市が脱退することに伴い、第5条第1項中の議員定数を20人から19人に変更し、別表から養父市を削除するもので、変更後の加入団体は7市12町になります。

議案第42号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

議 長 説明の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第43号、福崎町自治基本条例の制定について、本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

企画財政課長 議案第43号、福崎町自治基本条例について、ご説明を申し上げます。

近年の地方分権改革の進展により、地方自治体の権限、裁量が拡大する中、地域のことは地域で決めるという住民自治の原則に基づき、町民、議会、行政が協働して地域の諸課題を解決していく体制をつくっていく必要性が高まってきました。

また、地方自治法の改正によりまして、総合計画の基本構想の策定及び議決義務が撤廃されたため、総合計画の策定根拠となる自治基本条例が必要となりました。

そこで、昨年7月から住民公募委員3名を含む自治基本条例検討委員会を6回開催いたしまして、町が示した条例素案に対しまして賛成、反対の両面から多くのご意見をいただきました。それらのご意見を取り入れながら、福崎町のまちづくりの指針となる条例を目指し、お手元の福崎町自治基本条例（案）をまとめたわけでございます。

それでは、条例（案）に沿って、ご説明を申し上げます。

条例（案）は前文と本文27条及び附則で構成されております。前文は町民による参画と協働のまちづくりとよりよい公共サービスを受けることができる町政運営の実現という本条例の理念等をうたいました。

第1条は本条例の目的を示したもので、福崎町の自治の基本的な事項をルールとして定め、町民、議会、町長等の役割や責務を明らかにして、町民主体の自治の実現を図ることを目的としております。

第2条は用語の定義であります。本条例の対象となる町民の範囲につきましては、相当な時間を費やして検討を行い、町内に住所を有する人のほか、町内で働く人、学ぶ人、そして活動する人及び団体など、本町とかかわりを持つ方々を含むことといたしました。いわゆる定住人口だけではなく、交流人口のフレームで考えていこうとするものでございます。

第3条は条例の位置づけであります。本条例で規定する内容は、自治の基本的な原則でもあります。したがって、町民は本条例を自ら進んで守る姿勢が求められるとともに、町は条例の制定、改廃、計画等の策定、政策の立案、実施に当たっては、本条例との整合性を図らなければならないこととなります。

次に、第4条では自治の基本原則を定めました。情報共有、参画、協働の三つの基本原則を定め、まちづくりは町民一人一人が主体となり、地域社会の一員として尊重されるとともに、町民と町が対等な立場でパートナーとなり、町政、地域の課題等の解決及び活性化について、協力して取り組むことを定めております。

第5条から第6条は町民について記載をしてあります。第5条第2項で、町民はまちづくりに参画する権利を有すると明確に規定をし、町民主体のまちづくりをうたう本条例の根幹を示す部分となっております。また、6条3項では事業者も地域社会の一員としてまちづくりに参加する役割があり、従業員の地域活動にも配慮されるよう求めています。

第7条から第8条は議会について記載をしてあります。二元代表制の下で町議会は町政が町民の意思に基づいて行われているかどうか監視、チェックをするとともに、町民全体の利益の向上について考え、行動する責務があることを定めております。

第9条から第10条は町長等について記載をしてあります。町長は町民の信頼に応え、公正かつ誠実に透明性の高い町政を運営し、必要な施策を講ずるものとしております。また、職員も全力で職務に専念する責務があり、自己研さんに努めなければならないことをうたっております。

次に、11条から16条は町政運営についてであります。第11条では自治基本条例の制定の目的の一つである基本構想、基本計画の策定根拠を定め、同2項で町民の意見の反映に努めるものとしております。

第12条では効率的で広角的な行政運営、第13条では健全な財政運営、第14条では危機管理をうたい、町民と関係機関との連携協力により、災害などに備えることを定めております。また、第15条では行政手続、第16条では行政運営の透明性をさらに高めるための説明責任を規定いたしました。

第17条から第25条は町民の参画と協働について規定をしており、第5条と並んでこの条例の中で根幹をなす条文と言えます。

まず、第17条から第19条では町民に対して積極的な行政情報の公表と、町民の知る権利に基づく情報公開及び個人の権利利益の保護を目的に個人情報保護を規定しております。

次に、第20条から第22条は本条例で最も特徴的な部分とも言えます町民の参画について規定をしてあります。第20条では町民が町政に参画できる機会の確保に努めるほか、第21条では重要な計画等の策定時には事前に案の段階で公表し、広く町民の意見を聞くことといたしました。第22条では附属機関等の委員の選任においては公募委員を入れるなど、町民意見の反映に配慮することをう

たいました。

第23条では住民投票について定めたもので、町政の特に重要な事項について、町民の意思を確認する必要がある場合、その都度条例を定めて住民投票が行われる個別設置型の住民投票を想定した内容としております。

第24条から第25条では町民と町の協働によるまちづくりの推進とその支援を行う旨を規定いたしました。本年度から自治会ごとに取り組みを進めていただいております。自律（立）のまちづくり交付金は、この条文の趣旨に合致するものでございます。

第26条では、国や他の地方公共団体との関係について、第27条は条例の見直しについてであります。本条例は町民が主体のまちづくりを町民、議会、行政の3者が協働により進めるための仕組みを示すものであり、地方制度の変更など仕組みが大きく変わるようなときはその変化に対応できる内容に改めていく必要があるため、規定をしたものでございます。

附則では施行期日を平成25年7月1日といたしました。

議案第43号説明資料に条例の概要等と逐条解説をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同くださいますようお願いいたします。

議 長 次、議案第44号、福崎町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

総務課長 議案第44号、福崎町職員の給与の臨時特例に関する条例について、ご説明申し上げます。

平成25年1月24日に公務員の給与改定に関する取り扱いについてが閣議決定され、地方公共団体には総務大臣から地方公務員の給与改定に関する取り扱い等について通知がありました。この中で、地方公共団体に対し、東日本大震災を契機として防災、減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていることに迅速かつ的確に対応するため、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がありました。

議案第44号資料2ページの左側をごらんください。このような流れの中で、地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方が示されました。

1、給与減額の趣旨は日本再生と消費税増税について国民の理解を得るためとなっております。

2、国の給与減額支給措置の内容であります。資料の1ページ右側をごらんください。2本の柱となっており、1点目は人事院勧告に係る給与改定で、平均0.23%の削減となっております。この点は本町においては既に実施しております。2点目は国の厳しい財政状況と東日本大震災に対処するための臨時的な給与の減額措置で、一般職の俸給月額で本省課室長相当職以上で9.77%の削減、本省課長補佐係長相当職で7.77%の削減、係員で4.77%の削減となっております。また、期末勤勉手当においても一律9.77%の削減となっております。

もう一度資料2ページにお戻りください。左側をごらんください。国の給与減額支給措置の内容の米印ですけれども、これらを実施しますと、国の行政職1の年収における平均減額割合は7.8%となります。

次に、資料2ページの右側をごらんください。今回の地方公務員の給与削減の

要請に基づく取り組みであります。パターン1はラスパイレス指数が国を下回る団体です。パターン2は国家公務員の給与改定措置がなかった場合は、ラスパイレス指数が国を下回る団体です。パターン3は国家公務員の給与改定措置がなかった場合においても、ラスパイレス指数が国を上回る団体です。福崎町はパターン2に該当いたします。

福崎町は国家公務員の給与改定措置がなかった場合はラスパイレス指数が100を下回っておりますので、削減割合を若干緩和し、ラスパイレス指数100を目標に削減割合を決定いたしました。

資料1ページの左側をご覧ください。福崎町職員の給与の臨時特例に関する条例の概要であります。減額期間は平成25年7月から平成26年3月まででございます。減額内容は資料2ページの地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方に準拠しました。その結果、町長、副町長、教育長の給料は10%削減、期末手当は9.77%の削減です。なお、現在行っている期末手当に係る役職加算のカットは取りやめます。一般職の職員については、1級、2級職員の給料は4.1%を削減、3級から6級の職員の給料は7.1%を削減、7級の職員の給料は9.1%を削減、期末勤勉手当は一律9.77%の削減です。また、管理職手当につきましては、現在行っている本来支給率からの2%自主カットは取りやめて、10%の削減を行います。技能労務職職員につきましても、行政職と同様の措置を行います。技能労務職給与規則の附則で対応いたします。行政委員会及び附属機関の委員につきましても、報酬を9.77%削減の措置を講ずることとしております。

それでは、条例案にそってご説明申し上げます。

第1条は趣旨です。この条例は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の町長と特別職及び一般職の給与条例等の特例を定めるものです。

第2条は町長、副町長の給与の額の特例で、町長、副町長の給料及び期末手当の新たな支給額を定めています。給料を10%、期末手当を9.77%削減するものです。

第3条は教育長の給与の額の特例で、教育長の給料及び期末手当の新たな支給額を定めています。給料を10%、期末手当を9.77%削減するものです。

第4条は一般職の職員の給与の額の特例で、一般職の職員の新たな給料及び期末勤勉手当を定めています。給料について、職務の級が2級以下の職員は4.1%、3級から6級の職員は7.1%、7級の職員は9.1%の削減です。期末手当、勤勉手当につきましては、一律9.77%を削減するものです。

第5条は公益法人等へ派遣している職員の給与の額の特例で、公益法人等へ派遣している職員についても、第4条と同様の減額支給措置を行う規定です。

第6条は介護休暇をしている職員の給与の額の特例で、介護休暇をしている職員の1時間当たりの給与額にも今回の減額支給措置を反映させる規定です。

第7条は非常勤特別職の報酬の額の特例で、非常勤特別職職員の新たな報酬額を定めています。報酬を9.77%削減するものです。

以上が、条例制定の内容でございます。なお、この条例は平成25年7月1日から施行します。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第45号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を民生参事に求めます。

民生参事兼健康福祉課長 議案第45号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

資料により説明をいたしますので、議案第45号説明資料をご覧ください。

今回の改正は兵庫県が平成25年7月1日から子ども医療費助成事業の通院医療費の助成対象を小学6年生から中学3年生まで拡大をいたします。福崎町では既に平成22年4月から中学3年生までの通院費医療費助成をしておりますので、県の子ども医療費助成事業の実施要綱に合わせた条例としております。

今回の兵庫県の改正に合わせて、この条例改正をするものでございます。具体的には、新旧対照表にお示ししておりますように、条例第3条第4号の「生徒にあっては入院療養である場合に限る」この部分を削除するものでございます。

なお、この条例は平成25年7月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、ご賛同を得ますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 次、議案第46号、福崎町子ども・子育て会議条例の制定について、本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

学校教育課長 議案第46号、福崎町子ども・子育て会議条例について、説明申し上げます。

議案第46号資料をご参照ください。子ども・子育てをめぐる課題を解決することを目的に、平成24年8月に子ども・子育て支援法など、子ども・子育て関連3法が制定され、これに基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートする見込みとなっています。

新制度では、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供、子育て相談や一時預かりの場を増やすなど、地域子育ての一層の充実、待機児童の解消のため、保育の受け入れ人数の増、子ども減少傾向地域の保育の支援に向けて取り組むこととなります。

市町村では子ども・子育て家庭の状況や需要を調査把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定します。この計画に基づき子ども・子育て支援に関する給付や事業を実施することになります。子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定や事業の推進について、調査審議するため、市町村に子ども・子育て会議を設置するように努めるものと規定しております。本町でも法の趣旨に沿い、子ども・子育て会議を条例に定めて設置しようとするものです。

それでは、条例案について説明を申し上げます。

第1条は子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て会議を設置することを規定しております。

第2条は子ども・子育て会議は主に子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事務を処理することを規定しております。

第3条は子ども・子育て会議は委員15人以内で組織すること。委員としては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関して学識を有する者とすることを規定しております。

第4条は委員の任期で、2年とすることを定めています。

第5条は子ども・子育て会議に会長、副会長を置くこと、第6条は子ども・子育て会議の開催について定めています。

第7条は子ども・子育て会議は委員以外の意見や説明を求めることができること、第8条は子ども・子育て会議の庶務を学校教育課で処理することを規定しています。

第9条はこの条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関して必要な事項は町長が別に定めることを規定しております。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第46号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご

賛同いただきますよう、お願いいたします。

議 長 次、議案第47号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

総務課長 議案第47号について、ご説明申し上げます。

議案第47号は、先ほど学校教育課長がご説明申し上げました関連であります。子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく、子ども・子育て会議が設置されるに当たり、委員の報酬の額を9,800円に定めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

議案第47号資料には、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 次、議案第48号、訴えの提起の変更について、本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

上下水道課長 議案第48号について、ご説明申し上げます。

議案第48号資料をご覧ください。お示ししております平成25年3月25日に議案第36号で議決をいただきました下水道マンホール調整コンクリート工等手直し工事に係る費用請求事件に関する訴えに、議案第48号のとおり、1、訴えの相手方〇〇〇〇に氏、個人を加え、2、請求額を1,017万1,750円に変更、3、請求の用紙に「手直し工事に要した調査費及び工事費」を、「手直し工事に要した調査費及び工事費並びに訴えの提起に伴う弁護士費用」に変更いたします。4、請求の理由に、「また株式会社大勝の支払い能力には不安があるので、株式会社大勝の代表取締役であるとともに、手直し工事の現場代理人であり、本件手抜き工事の首謀者である〇〇〇〇氏にも支払いを求めるもの、さらに、手直し工事に要した調査費及び工事費の支払いを拒否され、訴えの提起を余儀なくされたことから、訴えの提起に伴う弁護士費用100万円を追加請求するもの」を加えるものです。

以上で、議案第48号の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長 次、議案第49号、工事請負契約について、本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 議案第49号について、ご説明申し上げます。

平成25年5月23日に一般競争入札を執行しました（仮称）八千種幼稚園建設工事に係る工事請負契約を議会の議決を得て本契約を締結しようとするものです。

工事施工者は姫路市北今宿1丁目5番3号、株式会社坪田工務店、代表取締役坪田保雄氏で、契約金額は1億6,012万5,000円です。

それでは、工事概要について、説明をさせていただきます。

議案第49号資料1ページをご覧ください。左側に施設概要、右側に入札結果をお示ししております。入札は一般競争入札により、参加業者数9社で執行しました。入札は1回で落札し、落札価格は税込みで1億6,012万5,000円、工期は平成26年3月20日の予定でございます。

続いて、施設の概要について、説明させていただきます。

資料2ページをごらんください。全体の配置図でございます。今回建設する（仮称）八千種幼稚園は、八千種保育所と八千種幼稚園の各施設を統合し、0歳児から小学校就学前までの子どもを一体的に保育するための施設でございます。

構造は鉄筋コンクリート造平屋建て、外壁はコンクリート打放しの上に吹付タイルで仕上げます。屋根は瓦葺き、建築面積は619.56平米、延べ床面積5

71.81平米となっております。建物は新設建物を既設幼稚園の北側に建設し、給食受け口を園舎北側、駐車場は南側の園舎敷地外に配置し、自動車と児童の動線が交錯しないよう配慮しております。

玄関昇降口は新設建物側に配置し、送迎バスや保護者による子どもの送迎と車両等の進入は緊急時を除いて駐車場までとし、子どもと自動車の動線の分離に考慮しております。

次に、資料3ページをごらんください。施設全体の平面図でございます。図面の下側が既設幼稚園、上側が今回建設する保育所部分となります。新設部分に0歳児の就寝室、活動室と1歳児の保育室を兼ねる保育室を1室、2歳児、3歳児の保育室を各1室配置し、職員室、男女便所、多目的便所、調理室等の管理部門を設けます。日々増える遊び道具や備品への対応として倉庫を各保育室に1カ所設け、屋外倉庫、調理室用の倉庫、屋内倉庫等の収納スペースを設けています。

便所は、0・1歳児室と2歳児室の間、3歳児室にそれぞれ1カ所設け、子どもが1カ所の便所に集中せずに利用できるように配慮しています。

既設部分の改修として、職員室を会議室に改修いたします。施設全体に関連する部分として、空調設備は既設部分を含め、全ての保育室と職員室及び遊戯室に設置します。併せて、0・1歳児室、2歳児室には床暖房を設置します。

電気設備では、既設部分の石油ファンヒーター、ガスコンロ等を撤去し、全ての器具を電化し、施設全体をオール電化としております。そのほか、地球温暖化防止等環境面にも配慮し、新設部分の屋根に5kwの太陽発電システムを設置します。

次に、資料4ページをごらんください。各方面から見た立面図でございます。南側立面図が既設幼稚園側から、北側立面図が既設保育所側から見た外観となっております。建物全体のデザインは既設幼稚園と新設部分が一体となるように考え、既設部分にも外壁の塗装改修工事を行い、全体の調和を考えております。

以上で議案第49号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

議長 次、発議第4号、福崎町議会基本条例の制定について、本案に対する詳細なる説明を、高井議会運営委員長に求めます。

議会運営委員長 発議第4号、福崎町議会基本条例の制定につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず初めに説明資料1ページをごらんください。本条例の概要から説明いたします。ここで、条例制定の背景について、申し上げます。

地域主権に相応し、日本が中央集権型から地方分権型社会に移行していく中、二元代表制の一翼を担う議会の役割と責務はこれまで以上に重要なものになってきました。議会は、こうした時代変革を認識し、憲法でも規定されている合議制の機関として、議会とはどうあるべきかの議論を交わし、さまざまな議会運営の改革と改善に取り組む必要があります。さらに、多様化する住民ニーズを的確に把握した政策の提案、積極的な情報の公開、透明性の確保及び政策活動への住民参加の推進を、今後も持続的に進める必要があります。

これらの取り組みの実現を目的とし、議会と町長等との健全な緊張関係を保ちながら、町民に対して開かれた身近な議会を目指すための具体策を議会基本条例に定めることが求められています。

次に、条例制定の目的について、申し上げます。

この条例は、議会と議員の活動や議会の運営に関する基本的な事項を定め、それに沿って議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより町民と協働する議

会を実現し、町民の福祉の向上と町政の発展に寄与することを目的としています。

次に、議会基本条例の基本的事項の3点について、申し上げます。

1点目は、徹底した情報公開です。一つ、町民に対して積極的に情報を公開することや、町民に対する説明責任を十分に果たすことを定めています。二つ目は、町民への報告及び意見交換の場としての議会報告会について定めています。三つ目は、本会議、各委員会、全員協議会などを町民に原則公開することとしています。四つ目は、議会の活動に関する情報は、議会だよりを初め、議会ホームページ、本会議のインターネット録画配信などの媒体を活用して、広報活動に努めています。より効果的な手法を検討し、内容をさらに充実させていきます。

2点目は、町民の議会への参加です。一つ目は、参考人制度や公聴会制度を積極的に活用することにより、町民に参加を促し、これを議会の討議及び審議に反映させることとしています。二つ目は、請願や陳情を政策提言と位置づけ、審査には提案者の意見を聞く機会を設けることができることとしています。

3点目は、議員の活発な議論の推進です。そのうちの一つは、議会は討議の場であるという原則から、議員相互が民主的、効率的に自由な討議を行いながら議会運営を行うことと定めています。二つ目は、議案などについて結論を出す場合、十分な議論を尽くした上での合意形成となるように努めるものとします。

次に、提出条例（案）の策定経過について、説明させていただきます。

議会基本条例制定の検討は、改選前の議会運営委員会を中心に、議会改革の一環として取り組みました。昨年度は議会のあるべき姿について議論を重ねるとともに、先進地視察や講師を招へいしての全議員による研修会を開催するなど、議会として議会基本条例の制定趣旨を確認することや、策定に当たっての活動並びに必要な応じた全員協議会で協議を行いながら条例案の策定を進めてまいりました。

また、2月27日から3月19日の間に条例の素案を公表し、パブリックコメントを実施いたしました。結果として町民からの意見、提案はありませんでした。

それでは、条例の主な内容について、ご説明申し上げます。

条例（案）は前文と9つの章、30の条文で構成しています。

まず、前文では条例制定の趣旨、理念、目的などを述べています。

第1章の総則では、本条例の制定目的として、町民と協働する議会を実現し、町民の福祉の向上と町政の発展に寄与すること及び本条例がどのような位置づけにあるかを定めています。

第2章は議会と議員の活動原則等です。ここでは今回同時提案となりました福崎町自治基本条例（案）の第7条に規定する議会の責務を果たすための議会、常任委員会、議会運営委員会及び議員活動の原則並びに議員の政治倫理、議会及び議員の責務、議長の責務など、議会運営の基本的な考えについて定めています。

第3章は町民と議会の関係です。町民に対して積極的に情報を公開することや、町民の声を町政に反映させるために、必要に応じて審議の際には請願者や陳情者の意見を聞くこと及び議員と町民が自由に意見交換ができる一般会議の開催、並びに町民への報告及び意見交換の場としての議会報告会の開催などについて定めています。

第4章は町長等と議会の関係です。町民の福祉の向上のため、相互に緊張感を持ち続け、それぞれの責務を果たすことや、特に重要な案件については、町長などに政策などの形成過程の説明を求めること、また、議会として採択した請願、陳情のうちの町の事務にかかわるものについての対応や、議会や決定すべき事項を追加することなどを定めています。

第5章は討論の拡大です。議会は責任ある意思決定を行うために、議案などについて結論を出す場合、議員相互間での議論を尽くした上での合意形成となるよう十分な自由な討議を行うよう努めることを定めています。

第6章は議員定数及び議員報酬です。議員定数及び議員報酬の改正などについて議会から提案する場合は、類似団体等の比較だけでなく、町政の現状と課題、将来展望、町民の客観的意見などを総合的に検討し改正理由を明確にすることを定めています。

第7章は政務活動費です。議員の政策提言や審議などのための調査研究その他の活動のために政務活動費を活用するとともに、その使途の透明性を確保することを定めています。

第8章は議員及び議会事務局の体制整備です。議員研修の充実強化や議会事務局の機能の強化について定めています。また、議会図書室の設置、公開について定めています。

第9章は条例の見直しです。議会は議会基本条例の目的が達成しているかを必要に応じて検証することなどを定めています。

なお、この条例の施行日は平成25年7月1日としています。

以上が、提案、提出条例（案）の主な内容であり、詳細については配付させていただいている議案書のとおりでございます。

最後に、議会及び議員はその使命と責任を果たしていく上で、不断の努力と研さんを積み、継続して議会改革を推進していかなければなりません。議会基本条例は議会改革を推進していく上での指針であり、議会運営の根幹となるものです。議員一同がこの条例を遵守し、力を結集して議会活動に取り組むならば、必ずや町民の福祉の向上と町政の発展につながるものと確信しています。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会することにいたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時34分

議 長 なお、議員の皆様は11時40分から全員協議会を開催しますので、第1委員会室にご参集ください。